

VI. 視覚障害児の早期発見・療育システムに関する研究

総 括

丸尾 敏夫*

1. 三歳児健康診査における視覚検査の 実施状況と有効性

三歳児健康診査における視覚検査の実施状況について、全般的には日本眼科医会の協力を得て、各都道府県および政令指定都市について、個別には研究協力者により調査した。

47都道府県では1県、11政令指定都市では2市が四歳児で行っているほかは、すべて三歳児健康診査において視覚検査を実施していた。二次検診の実施形態は、各都道府県および各市においてまちまちであった。

三歳児健康診査における視覚検査が有効であることは、既に平成4年度本研究において報告したりしたところであるが、今年度研究においても視覚異常児の発見に効果を挙げていることが示された。

しかし、一次検診で異常を発見しても、二次検診および精密検診の受診率が必ずしも高くないことと、精密検診への眼科医の対応が必ずしも十分でないことが問題として提起された。

II. 三歳児健康診査で発見された視覚異常児の 事後措置

三歳児健康診査で発見された視覚異常児のフォ

ローが十分になされなければ実効は挙がらない。

視覚異常のうち治療効果のある弱視の治療成績を三歳児と四歳児以後で比較したところ、健康診査でのみ発見が可能な不同視弱視は、三歳児ですべて視力の向上がみられた。一方、治療を継続すると、満足な結果を得られるのであるが、治療を中断するものが少なくないことが問題点として示された。

事後措置の方法として、眼鏡装用は最も重要であるが、三歳児では視力の発達段階であるため、眼鏡使用の基準が不明確であることも問題とされた。

III. 三歳児健康診査における視覚検査の今後の 問題点

視覚異常が疑われる場合の受診率の向上と事後措置の中断の防止のためには、目に対する関心を、家族に持たせることが必要で、子供の目の重要性についての啓蒙を図るべきである。これには小冊子の作成や母親教室の利用が考えられる。

事後措置についての基準がないために、眼科医の対応が不十分なことも問題である。検診の手順については、既に平成3年度本研究において報告²⁾したのであるが、今後事後措置につい

*帝京大学医学部眼科学教室

でのガイドラインを作成する必要がある。

さらに、厚生省でも視覚検査の実施状況を各都道府県および政令指定都市に求めるようにしたら検診に対し一層努力するのではなかろうか。

文 献

- 1) 丸尾敏夫ほか：三歳児健康診査における視覚検査の評価，平成4年度厚生省心身障害
- 研究「発達障害児の早期ケアシステムに関する研究」報告書：83-87, 1993.
- 2) 丸尾敏夫ほか：三歳児健康診査における視覚検査の指針，平成3年度厚生省心身障害研究「小児の神経・感覚器等の発達における諸問題に関する研究」報告書：102-109, 1992.



検索用テキスト OCR(光学的文字認識)ソフト使用
論文の一部ですが、認識率の関係で誤字が含まれる場合があります



- 三歳児健康診査における視覚検査の実施状況と有効性
- 三歳児健康診査で発見された視覚異常児の事後措置
- 三歳児健康診査における視覚検査の今後の問題点